独立行政法人の中(長)期目標の策定について(案)

平成 30 年 11 月 29 日 独立行政法人評価制度委員会決定

1 平成30年度の委員会活動の概要

本年6月、本委員会は、昨年度に引き続き、「独立行政法人の中(長)期目標の策定について」(平成29年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「平成29年委員会決定」という。)において示した視点に立って調査審議を進める方針を確認したところである。この方針に従って、これまで本委員会では、平成30年度末に中(長)期目標期間が終了する法人を取り巻く環境、直面する政策課題等を適切に把握するため、主務省、法人の長等のほか、今年度から新たに、法人を取り巻く関係者(ステークホルダー)との意見交換会を実施した。また、他の組織との連携の実態や課題について、国立研究開発法人の長等と意見交換を行った。

- 2 平成30年度末に中(長)期目標期間が終了する法人が直面する政策課題等について 今年度の調査審議を進めてきた結果、平成30年度末に中(長)期目標期間が終了する法 人は、地方に多数の拠点を有し、また、地域経済の活性化・イノベーションの創出・災害 対応等に重要な役割を果たすことが求められている法人が多く、こうした法人が共通して 直面する政策課題として以下①、②が特に重視されるべきであるとの認識に至った。
 - ① ICT機器の爆発的な普及や、AI、IoT等の社会実装が進む中、社会のあらゆる場面でデジタル革命が進んでおり、膨大なデジタルデータが新しい価値を生み出す時代となった今日の環境変化に対し、迅速かつ的確に対応するために、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合せて新たな価値を創造する「オープンイノベーション」を推進することが急務となっている。
 - ② 人口減少社会の到来により、人材確保やノウハウ継承が困難となっている分野(特に、災害対策(予防・減災)、復旧・復興支援、地域における経済活性化、ICT人材の育成など)の課題がますます深刻化している。

法人が直面するこうした様々な政策課題を解決するとともに、社会実装につながる成果を出していくためには、平成29年委員会決定で示したとおり、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人がその専門性・人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門との分担と協働を進める視点がますます重要になってきていることを再認識した。

3 中(長)期目標の策定に当たって

「2」を踏まえて、平成30年度末に中(長)期目標期間が終了する法人の次期中(長)期目標を策定するに当たって留意いただきたい事項を、以下のとおりとりまとめた。

次期中(長)期目標の策定に当たっては、主務大臣から法人に方針を伝達するだけではなく、政策の実施機関である法人からも、主務大臣に対し、各地域の現場の「気づき」を迅速に提言することも必要である。主務大臣は、こうした点にも配慮して、法人の長と十分に意見交換を行った上で、平成29年委員会決定を含む委員会でのこれまでの調査審議のほか、以下①、②を踏まえ、次期中(長)期目標を検討いただきたいと考える。

- ① 「2」で示した法人が直面する政策課題の解決のために、各法人がその専門性・人材 面での強みをいかし、特に、<u>地域の地方公共団体、非営利法人、民間企業等を支援する</u> 役割を積極的に担うことを目標に盛り込むことを検討してはどうか。
- ② 今後の時代の変化を見据え、法人は自身の強み・リソースを客観的に分析した上で、ICT などの社会が求める専門人材を戦略的に育成するなど、法人自身の強み・リソースを更に伸ばす取組を推進することを目標に盛り込むことを検討してはどうか。その際、法人単独での事務・事業の実施に限らず、法人自身に足りないものについては、ベンチャー企業等を含む外部の活力をいかすことや、府省の枠を越えて他の団体との協働体制を確立・強化することなども併せて検討いただきたい。
- ①、②に関連して、平成30年度末に中(長)期目標期間が終了する法人ごとに、目標に明確に盛り込むことを検討していただきたい具体的項目は別紙のとおりである。

4 今後の取組

(1) 来年度以降の中(長) 期目標等の調査審議について

委員会としては、来年度以降の調査審議に当たっても、同様の視点に立って進めたい と考えており、各主務大臣におかれては、来年度以降に中(長)期目標期間が終了する 法人についても、平成29年委員会決定及び本委員会決定の内容・趣旨を理解の上、対応 いただきたい。

(2) その他今後の委員会の取組について

平成 29 年委員会決定 3. (2) で示した事項のほか、本委員会においては今後、以下の事項を取り組むこととする。

- ① 平成27年度から開始した新たな独立行政法人制度の下では、本委員会においても、 目標策定に重きを置いて調査審議を進めてきているが、新目標策定により、どのよう に法人運営が変更されたのか、中間的なフォローアップのための意見交換等を試行 的に実施することとする。
- ② 法人を取り巻く共通的な環境を具体的に理解するため、<u>各法人やステークホルダ</u>ーとの意見交換等に引き続き取り組んでいくこととする。

【独立行政法人日本学生支援機構】

(留意事項)

2020年4月からの給付型奨学金の拡充を控え、奨学金事業の効果を社会に発信することが今後一層求められることから、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うことを目標に盛り込んではどうか。その際、奨学金の給付や返還が終了した元奨学生と法人がつながりを維持・構築するための方策について検討を行うことも目標に盛り込んではどうか。

また、法人の支援を受け日本に留学した元留学生については、後輩学生のサポートや日本留学の魅力の発信を行う役割が期待できることから、元留学生と法人がつながりを維持・構築していくための方策について検討を行うとともに、関係機関と一層連携して外国人留学生の支援に取り組むことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 2017 年度に先行実施、2018 年度から本格実施されている給付型奨学金制度については、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、2020 年 4 月から、低所得世帯の子供たちを対象に奨学金を拡充する方針が示されている。また、「高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告)」(平成 30 年 6 月 14 日高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議)では、「支給学生の学修成果や就職状況等の把握・公表により、施策の効果検証を行っていくことが必要である」とされている。
- ・ 文部科学省は、給付型奨学金のみならず貸与型奨学金についても、2017 年度採用者から選択可能となった第一種奨学金(無利息)における所得連動返還方式(毎月の返還額が定額となる従来の方式と異なり、前年の所得に応じて返還額が決まる方式)等の新たな施策の効果検証に取り組むこととしている。
- ・ 「教育振興基本計画」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)では、「関係府省連携の下、渡日から帰国後まで一貫した日本留学サポートを実現できるよう、日本への留学を希望する外国人への情報発信や、奨学金等の経済的支援、外国人留学生に対する企業と連携した就職支援等を行い、戦略的な外国人留学生の確保を推進する」こととされている。
- ・ 文部科学省は、SNS 等を活用して日本留学経験者や帰国留学生会とのネットワークを 形成するとともに、こうしたネットワークをいかし、日本への留学を希望する外国人 学生に対して情報提供を行っていくこととしている。

【国立研究開発法人海洋研究開発機構】

(留意事項)

「海洋基本計画」(平成30年5月15日閣議決定)等の国の方針に基づき、我が国における海洋科学技術の中核機関として、大学、独立行政法人、地方公共団体、民間企業等の関係機関と連携・協働しながら、オールジャパンの課題解決に向けた海洋調査、研究開

発、人材育成等の取組を着実に推進していくことを目標に盛り込んではどうか。

また、法人が保有する膨大なデータの統合・解析機能を強化し、社会実装につながる有用な情報として社会に発信することや、研究開発成果や知的財産を適切に管理することについても、目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 「海洋基本計画」においては、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、海洋 状況把握(MDA)の能力強化、海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の促進、海 洋人材の育成と国民の理解の増進等に取り組んでいくこととされている。また、同計 画では、「調査・観測により収集される膨大な海洋情報を海洋政策に有効に活用するた めには、これら膨大なデータや情報の集約、解析、予測に係る技術等が不可欠であるこ とから、Society 5.0 の実現に向けて、海洋ビッグデータの整備・活用、気候・海洋変 動の予測等に係る研究開発を推進する」こととされている。
- ・ 文部科学省は、海洋状況把握 (MDA) 体制の確立に資する海洋調査・観測体制を強化し、海洋の安全・安心に貢献するといった課題の解決に向けて、他機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携を一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することを期待している。
- ・ また、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)では、「国益や研究分野の特性等を踏まえて、オープン・アンド・クローズ戦略を考慮し、サイバー空間上での研究データの保存・管理に取り組み、諸外国の研究データ基盤とも連携して巨大な「知の源泉」を構築し、あらゆる者が研究成果を幅広く活用」し、「その結果、所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出が加速」されることが目指すべき将来像とされている。

【独立行政法人国立高等専門学校機構】

(留意事項)

全国に所在する国立高等専門学校が、民間企業、中小企業団体、地方公共団体等と連携・協働して地域課題の解決を行うなどの実践的な教育を通じて、地域の産業、ひいては 我が国全体の産業を支える人材を育成するという役割を、法人として引き続き担ってい くことを明確に目標に盛り込んではどうか。

また、社会ニーズを踏まえ、各国立高等専門学校の強み・特色を伸ばすための適材適所の教員配置等、理事長及び法人本部のマネジメントの下で推進すべき事項について、目標に盛り込んではどうか。

諸外国における「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入に対する支援については、相手国における産業・技術の高度化や経済成長を支える人材の育成に貢献するだけでなく、相互交流を通じて、我が国の国立高等専門学校の一層のグローバル化にも寄与するものであることから、関係機関と連携しながら、組織的・戦略的に推進していくことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 1950 年代後半の我が国の経済成長を支える技術者の養成に対する産業界からの期待 に応え、1962 年に初めて高等専門学校が設立された。
- ・ 「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)では、「高等専門学校について、技術者教育の特色を基盤に、大学等との連携により機能を補完する等、「Society 5.0」時代を担う IoT、ロボティクス、サイバーセキュリティ等の技術者の育成に資する高等専門学校教育の一層の高度化・国際化」を推進することとされている。
- ・ 人口減少が進む中、IoT、ロボティクス等の先端技術の活用により、地域が産業の拠点になる可能性が高まっていることから、文部科学省は、法人に対して、地元定着型の人材育成サイクルを構築し、地域の産業を支える人材を輩出する等、教育拠点機能を強化することを期待している。
- ・ 中学校卒業後の早期に5年一貫により工学分野を中心とした専門的・実践的な技術者教育を学ぶ「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」は、工業化を推進するアジア諸国を中心に高い評価を得ており、導入のニーズがある。

【独立行政法人大学改革支援·学位授与機構】

(留意事項)

認証評価及び国立大学法人評価の両制度に携わる唯一の機関であるとともに、認証評価における先導的な役割を担っている強みをいかし、評価を受ける側である大学等が、内部質保証や教育研究能力の向上に向けた取組を進め、自ら変革する組織となるような評価の在り方について、制度を所管する文部科学省とも連携しながら検討を行い、我が国の高等教育の発展に貢献することを目標に盛り込んではどうか。

また、大学等の教育研究の状況等の情報発信については、その受け手である社会・国 民、大学等の活用状況を把握し、活用が促進されるよう、運用の改善方策を目標に盛り込 んではどうか。

将来的な大学進学者数の見通し等を踏まえ、評価事業及び国立大学施設支援事業の実施を通じ、大学等の教育研究の状況及び財務状況の両方の情報を把握・分析できる強みをいかし、大学における戦略的な経営判断を支援する取組の強化を目標に盛り込んではどうか。

- ・ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月26日中央教育審議会)において、大学教育の質の保証については、「改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないかという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。」「大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を促進することが求められる」と指摘されている。
- ・ 同答申では、近年の進学率の伸び率や今後の 18歳人口の減少傾向を前提に、2040年 における高等教育機関への進学者数は約74万人にまで減少(2017年は約97万人)、そ

のうち大学進学者数は約51万人にまで減少(2017年は約63万人)すると推計されており、高等教育機関としても大学としても、現在の約80%の規模となる見通しが示されている。

- ・ 「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日中央教育審議会大学分科会)においては、大学の質保証について、2004年度に第三者認証制度として導入された認証評価制度は、大学関係者以外の社会一般での認知度は十分でないことが指摘されている。また、大学のアカウンタビリティの強化、評価や調査に係る大学の負担軽減等を目的に構築された「大学ポートレート」について、評価への活用の観点からは、生徒等にとって有益な情報項目数が不十分であり、ユーザー目線に立った機能拡充が必要であることが指摘されている。
- ・ 法人は、認証評価及び国立大学法人評価の両制度に携わるとともに、「認証評価機関連絡協議会」の議長を務めるなど、認証評価機関の中で先導的な役割を担っており、大学評価におけるノウハウを蓄積している強みがある。また、国立大学施設支援事業を実施する中で、国立大学法人の財務情報を把握している強みもある。

【独立行政法人労働者健康安全機構】

(留意事項)

働き方改革の実現に向けた両立支援について、病気の治療と仕事の両立に関する専門性・人材面での強みをいかして、地域の産業保健総合支援センターを中心とした企業との窓口を活用し、企業ニーズに適合したアドバイスの実施、産業医・保健師の研修の充実、両立支援コーディネーターの養成を行うことや、疾病の予防から職場復帰、両立支援までの総合的な取組を行うことを目標に盛り込んではどうか。

また、医療サービスの質の向上を図るとともに、経営改善の取組に向け、理事長がリーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築することについて、目標に盛り込んではどうか。

- ・ 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)では、両立 支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識を 身に付け、患者、主治医、会社などのコミュニケーションのハブとして機能すること が期待され、こうした人材を効果的に育成・配置し、全国の病院や職場で両立支援が 可能となることを目指し、治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医と、患 者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築す ることが明示された。
- ・ 法人は、産業保健に関する豊富なノウハウや研究成果を蓄積しており、厚生労働省は、法人に企業や産業医・保健師に対する研修や両立支援コーディネーターの養成の 実施、中小企業・小規模事業場の産業保健活動への支援を行うことを期待している。

• 厚生労働省は、法人が、労災病院を最大限活用し、勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、安定的な病院運営を図ることが重要であると認識している。

【独立行政法人国立病院機構】

(留意事項)

セーフティネット分野の医療(結核、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む精神・筋疾患、心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療、エイズ医療等の他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療)に関する専門性・人材面での強みをいかし、引き続き、我が国における中心的な役割を担うとともに、在宅支援を含む医療・福祉の充実・強化を図ることを目標に盛り込んではどうか。

また、災害対応時の役割の明確化や災害医療のための人材育成を含め、国や地域との 連携を強化し、国の災害医療体制の維持・強化に貢献することを目標に盛り込んではど うか。

さらに、法人が有する人的・物的資源、病院ネットワークを最大限活用し、中核的な機関として必要な医療を行い、国の医療政策へ貢献することを明確に目標に盛り込んではどうか。また、こうした役割を果たすため、本部機能の見直し、人事や運営の効率化などに取り組むとともに、経営改善の取組に向け、理事長がリーダーシップを発揮できるマネジメント体制の構築をすることを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 法人は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、 特にセーフティネット分野の医療について、我が国における中心的な役割を果たしてい る。また、災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療 について、迅速かつ確実に提供できるよう、人材育成や体制整備及び国や地域との連携 の強化を行い、国の医療政策について重要な役割を担っている。
- ・ 厚生労働省は、法人が、セーフティネット分野の医療について、在宅支援を含めた医療・福祉サービスの充実を行い、また、国の災害医療体制に積極的に貢献することを期待している。

【独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

(留意事項)

医薬品等の審査の迅速な処理にあたり、安全対策の一層の質の向上に取り組むことを 目標に盛り込んではどうか。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、医療情報データベース(MID-NET)をクリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)と連携させ、治験・臨床研究・安全対策等に活用することとされている。このため、関係機関と連携することや個人情報の適切な取扱いを確保することを目標に盛り込んではどうか。

さらに、法人の組織規模が拡大する中で、将来にわたって業務のパフォーマンスを発

揮するため、透明性を確保しつつ、適切な法人運営が可能となるような組織基盤 (ガバナンス体制) を構築することを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 「日本再興戦略 2013」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)、「未来投資戦略 2018」では、革新的医薬品・医療機器、再生医療製品の実用化を促進することが求められている。
- ・ 法人においては、医薬品等の審査の的確かつ迅速な処理について、先駆け審査指 定制度や条件付早期承認制度の円滑な運用を実施してきたところ。
- ・ また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」により、経済・財政一体改革の中で 社会保障は重点分野と位置づけられ、2040 年時点において、医療技術の高度化の進 展を踏まえ、テクノロジーの活用により必要とされるサービスが適切に確保される 水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指すこととされ、これにより、疾患情 報を収集した疾患登録レジストリのネットワーク(クリニカル・イノベーション・ネ ットワーク(CIN))と法人の構築する医療情報データベース(MID-NET)を連携させ、 治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用することが明示された。
- ・ 厚生労働省は、これらの施策の実務を担う法人の役割の重要性に鑑み、法人の業務 運営の更なる効率化、質の向上及びガバナンス体制の強化に積極的に取り組んでいく ことを期待している。

【独立行政法人地域医療機能推進機構】

(留意事項)

各施設(病院、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等)の人的・物的資源を活用し、その役割や強みを発揮することで、地域包括ケアシステムの構築に係る取組に貢献することを目標に盛り込んではどうか。

- ・ 厚生労働省では、地域ごとにバランスのとれた病床の機能の分化・連携を進めると ともに、地域医療として一体的に地域包括ケアシステムを構成する在宅医療や介護 サービスの充実を図るための取組を進めているところ。法人は、全国に病院を展開 し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に介護 老人保健施設が併設されているという特徴を有している。
- ・ 厚生労働省は、法人が、病院や介護老人保健施設等のリソースを最大限活用し、地域医療・地域包括ケアの要として、医療と介護の連携の推進に積極的に取り組むこと、また、在宅復帰支援及び在宅療養支援を一層推進することを期待している。

【独立行政法人日本貿易振興機構】

(留意事項)

第4次産業革命・デジタル経済の台頭に対応するため、質を一層重視した対日投資(海外で先行する AI 技術等を活用した事業や、日本にはまだない新たなビジネスモデル)を促進し、イノベーションに貢献する具体的な取組を目標に盛り込んではどうか。

また、人手不足が深刻化する中、各地域の強みと国内に誘致する外国企業の技術・ノウハウ等との結び付きを強め、新たな需要を創出するため、地域経済の競争力強化・活性化に貢献する具体的な取組を目標に盛り込んではどうか。

さらに、地方における中堅・中小企業の海外展開を担える人材の不足が顕在化している中、高度外国人材の確保・定着の支援を通じた海外展開に貢献する具体的な取組を目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

- ・ 我が国は、第4次産業革命・デジタル経済の台頭、人口減少とグローバル成長市場の取込み等といった社会経済情勢の変化や政策課題に直面しており、加速する多分野における自動化・デジタル化や国内需要の縮小が見込まれる中、成長するデジタル市場やグローバル市場の獲得の必要性がますます高まっている。
- ・ 「未来投資戦略 2018」では、①世界で活躍するベンチャー企業創出のため、シリコンバレー等の海外エコシステムを活用した海外起業家の呼び込み、②外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等を促すため、地方公共団体等の外国企業誘致活動への支援、③海外から高度な知識・技能を有する外国人材、特に外国人留学生の国内就職率の向上に向けた積極的な受入れ等の促進が必要とされている。
- ・ 経済産業省は、外国政府、民間企業、メディア等の多様な主体からの高い認知、国内外に設置している事務所を通じて構築するネットワークや課題に即応する高い施策 実行力といった法人の強みをいかして、日本と海外との間の情報、企業、人材、技術 や資金といった経済的資源を双方向でつなぐ機能を発揮し、日本企業の海外展開、海 外からの投資呼び込みや外国企業との連携を支援し、我が国経済の競争力強化に対し て役割を果たすことを求めている。

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

(留意事項)

第4次産業革命・デジタル経済の台頭、人口減少とグローバル成長市場の取込み等といった我が国を取り巻く社会経済情勢の変化や直面する政策課題に対して、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、法人が持つ強みをいかして、中小企業・小規模事業者を支援する具体的な取組を目標に盛り込んではどうか。

また、高齢化が進む中小企業・小規模事業者の事業引継ぎ・事業承継や事業再生について、各地域の現場において実務を担う中小企業支援機関等が、支援を必要とする中小企業・小規模事業者に寄り添いつつ成果を向上させるため、法人が、これら支援機関等が直面する課題やニーズを十分に把握・検証した上で、優良事例の情報共有、専門家派遣等の

総合的・複合的な支援を的確に実施することを目標に盛り込んではどうか。

さらに、法人は、各種の経営相談、セミナー開催等の多岐にわたる業務を実施しているが、全国9か所に地域本部が設けられている中で、全国各地域の中小企業・小規模事業者381万者に対して法人の認知度を高め、法人の支援施策を利活用してもらうため、ホームページ以外の様々なツールや機会を通じた周知・啓発を強化することや、適切にその効果を把握・検証することを目標に盛り込んではどうか。

- ・ 我が国は、経済成長の実現に向けて、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、様々な社会問題を解決する「Society 5.0」を世界に先駆けて実現することや、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業といった様々なものをつなげる新たな産業システム (Connected Industries) への変革を実現することが必要となっている。
- ・ また、中小企業・小規模事業者は、経営者の高齢化、労働人口減少による人手不足、 人口減少による国内市場の縮小・変化といった経済・社会構造の変化に直面している。 特に経営者の高齢化については、2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者 の経営者245万人のうち、約半数に当たる127万人が後継者未定であり、現状を放置し た場合、中小企業の廃業が急増するおそれがある。
- ・ 「未来投資戦略 2018」では、①イノベーションの担い手である、世界で勝つことのできる有望なベンチャーやそれらの候補を創出する若者に対する政策リソースの重点化、②中小企業・小規模事業者の生産性向上に必要な IT 等の先端設備の投資促進や生産性革命に向けた環境整備、③経営者の高齢化や人手不足の問題を解決するため、事業承継の集中支援や創業支援等による健全な新陳代謝の促進(事業承継については、今後 10 年程度を集中実施期間として M&A の支援等の取組を強化し、承継前後のシームレスな支援を実施)、④中小企業支援機関の強化等が必要とされている。
- ・ 中小企業・小規模事業者における事業引継ぎ・事業承継に係る課題解決に向けて、専門家が助言、情報提供やマッチング支援を行うため、国は 47 都道府県に「事業引継ぎ支援センター」を設置している。また、中小企業の事業再生に向けて、助言や支援施策・支援機関の紹介等を行うとともに、再生計画の策定支援を実施するため、国は 47 都道府県に「中小企業再生支援協議会」を設置している。法人は、事業引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会の全国本部として、これらに対する支援を実施しているほか、商工会・商工会議所、士業専門家、地域金融機関等の事業引継ぎ・事業承継や事業再生に関連する地域の他の中小企業支援機関等に対しても、支援内容の高度化や支援の質の向上に向けた研修・講習会、連携の促進等を実施している。
- ・ 経済産業省は、法人の強みについて、中小企業・小規模事業者支援の専門的な知見と 経験、専門家の積極的な活用、支援機能を合わせた総合的・複合的な支援ができること としているが、加えて、法人の果たす役割として、常に中小企業・小規模事業者のニー ズを踏まえ、既存の支援施策の枠組みにとらわれない新たな支援策を果断に検討・試行 し、国の新たな支援施策立案に貢献することを求めている。また、法人と法人が提供す

るサービスの双方の認知度を向上させることにより、支援施策の一層の利用促進が図られることを期待している。

【独立行政法人都市再生機構】

(留意事項)

大都市等における国際競争力強化のための都市再生、地方都市における人口減少・高齢化等に対応するための魅力あるコンパクトシティの実現、防災性向上や南海トラフ地震対策などの事前防災まちづくりによる安全・安心なまちづくりについて、法人が有する専門性・ノウハウをいかして、地域の取組を積極的に支援することを目標に盛り込んではどうか。

また、賃貸住宅の活用・再生について、地方公共団体等と連携して、少子高齢化・人口減少等の社会構造の変化や多様化する社会におけるライフスタイルの変化への対応、コミュニティの形成など、魅力あるまちづくりに資する取組を積極的に推進・支援することを目標に盛り込んではどうか。

さらに、東日本大震災等からの復旧・復興業務についても、法人が有する専門性・ノウハウをいかして、地域の取組を積極的かつきめ細やかに支援することを目標に盛り込んではどうか。

- ・ アジア諸国等の急速な成長に伴い、経済産業活動のグローバル化が進展する中、国際的な都市間競争が激化しており、官民が連携して海外から企業・人等を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することが求められている。また、地方都市を中心に少子高齢化・人口減少が進展する中、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性の向上等による地域経済の活性化が求められている。さらに、大都市地域を中心として広汎に存在する防災上危険な密集市街地の解消をはじめ、南海トラフ地震対策などの事前防災まちづくりなどを進め、災害に強い都市を実現することが求められている。
- また、少子高齢化・人口減少の急速な進展を背景として、高齢者等が安心して暮らし続けられるための住宅確保やバリアフリー化、暮らしを支えるコミュニティの維持・活性化、地域の持続可能性を高める拠点機能の整備が求められている。
- ・ さらに、東日本大震災以降も、我が国では人命や地域経済に大きな被害をもたらす自 然災害が毎年のように発生しており、地方公共団体のニーズに則したきめ細やかな支援 の重要性はますます高まっている。
- ・ このため、国土交通省は、法人に対してその強みである公共性や中立性の他、まちづくりに係る人材やノウハウ・技術力、東日本大震災に係る復旧・復興業務を着実に実施する中で培ってきた経験をいかして、今後も時代の要請に応じたまちづくりに一層の役割を果たしていくことを求めている。

【独立行政法人環境再生保全機構】

(留意事項)

環境分野の研究・技術開発に係る成果が、他の様々な分野の研究・技術開発にも大きく寄与していることを踏まえ、環境研究総合推進費業務について、法人が、研究成果の社会実装を推進するために環境省が示す方向性に沿って研究課題の公募、審査・採択に取り組むことや、研究成果を社会実装につなげる視点をもって、個々の研究課題に係る評価や進捗管理に工夫して取り組むことを目標に盛り込んではどうか。

(背景事情等)

・ 「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)や「統合イノベーション戦略」では、科学技術イノベーションの成果を経済的・社会的・公共的価値として速やかに社会実装していく国の姿の実現を目指し、研究開発から社会実装までの取組を一体的に進めていくこととされている。

また、「第五次環境基本計画」(平成30年4月17日閣議決定)では、環境研究・技術開発は、「第5期科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」を踏まえて推進することとされている。

・ 環境研究総合推進費業務において、法人は、「第五次環境基本計画」等で示されている研究開発分野を対象として環境省が提示する行政ニーズを踏まえ、研究課題の公募、審査・採択や評価(中間評価、事後評価)を実施している。環境省は、当該業務を法人に移管して以降、法人が蓄積した経験、評価分析データ等を最大限いかしながら、当該業務を推進していくことを期待している。